

令和4年4月26日（火）

**全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部（第36回）における丸山知事
発言（発言要旨）**

先般、4月21日に感染者数219人を記録し、過去最高を更新して、客観的に見て（県内では）第7波という状況になってきたところであり、積極的疫学調査を幅広く実施するという従来の対応を継続しているところ。

多分、本県だけかもしれないが、今回のゴールデンウィーク期間中についても、県民に対しては、引き続き、県外との往来自粛を要請している。

1. 事業者支援策について

修正を検討いただきたいのは、12ページの事業活支援金についてである。これは、3月中であれば問題ない内容だと思うが、（この制度は、算定対象期間が3月末で終了しており、）制度として、3月末で1回閉まっている。それを期間延長して増額をするというのは、できないことだと思う。

1回閉まった制度に対しては、再開をしていくというような書き方でなければ正確ではないし、仮に技術的にぎりぎりできるとしても、わかりにくいので、再開といった形での記載に改めていただくようお願いしたい。

2. 事業者支援策について

需要喚起の関係で、14ページにGo to イート（の再開）も入れていただいているが、少し話が飛ぶが、今のウクライナに関連する資材や飼料の高騰で、農業が大変傷んでおり、（大手業者等と比べると）小規模な事業者が売っているものというのは価格転嫁がほとんどできない状況にある。

これは、飲食関係で需要喚起をきちんとしていかないと、本当に農業経営が立ち行かないという意味で、農業者にとっても、飲食業者にとっても、（現在）より必要性が増しているということで、強く訴えていただければと考える。

3. 新型コロナの感染症法上の位置付け「2類相当」から「5類」への見直しについて

（複数の知事から出ている）「2類」、「5類」という話について、今「2類」だというのは形式の問題であり、どちらかというと、今「2類」と「5類」の間においてもらっているというのが現状だと考える。そのため、今「5類」というのは、主張として、完全に「5類」にすべきだということだと思うが、それは時期尚早だと考える。

これをインフルエンザや風邪だと同じにすることは、医療機関の側が風邪やインフルエンザと同じように扱えなければ、空理空論だと思う。街の診療所で処方できる薬がないうちは、そういうことをやってしまうと、コロナ患者が医療難民になってしまうということである。

開業医の先生も診てくれない。診た後に入院させようと思っても、その入院調整を、診療した開業医の先生がしなければならぬ状況になることが確実に、そんな病気を診ることを

開業の先生がしてくれる訳はないと思う。

従って、感染症のウイルスの専門家の方々ではなく、臨床現場をお持ちの医師会や、病院協会等の意見をきちんと聞いていただいて、冷静な判断をしていただければ、まだ早いということになるのではないかと思うので、そういった慎重な判断をしていただきたい。